

ト10.住民主体の地域づくりの支援、市民が集い活動ができる場の確保

福岡市全体地図



## 1 日本一子育てしやすいまちづくり

- ① 安心して生み育てられる環境づくり
- ② 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり
- ③ 子どもの権利を尊重する社会づくり
- ④ 子どもを健やかに育む学校教育の推進
- ⑤ 障がい児の療育

## 2 すべての人が安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ⑥ 健康・福祉のまちづくり

## 3 災害に強く、市民の安全と安心が確保されるまちづくり

- ⑦ 災害に強い都市基盤づくり
- ⑧ 防災・危機管理体制の強化
- ⑨ 犯罪や事故のない、都市生活者のルールを守る住みよいまちづくり

## 4 地域の絆を強め、お互いを尊重し、自治を進めるまちづくり

- ⑩ 住民主体の地域づくりの支援、市民が集い活動ができる場の確保
- ⑪ NPO活動、市民との共働の推進
- ⑫ すべての人が尊重される社会づくり

## 5 自然と調和し、環境と共存するまちづくり

- ⑬ 緑化の推進と都市公園の整備
- ⑭ 豊かな自然環境の保全、地球環境温暖化対策の推進
- ⑮ 循環型社会の構築

## 6 市民生活を支える、ふくおかの活力づくり

- ⑯ 中小企業の競争力強化、起業・創業や起業立地の促進
- ⑰ 知識と感性を活かした知識創造のまちづくり
- ⑱ 農林水産業と農山漁村地域の振興

## 7 すべての人が安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ⑲ 快適な生活環境を確保する水・交通、住環境などの基盤整備
- ⑳ 都心部のまちづくり
- ㉑ 九州大学移転に伴うまちづくり
- ㉒ 計画的な市街地の整備

## 8 アジアの中核都市「ふくおか」の実現

- ㉓ 福岡空港・博多港の機能強化
- ㉔ 先進的モデル都市・アイランドシティの創造
- ㉕ 文化芸術、スポーツ・レクリエーションの振興
- ㉖ 国際交流・国際貢献の推進
- ㉗ ビジターズ・インダストリーの振興
- ㉘ アジアのビジネス拠点形成

## 9 行財政の改革

- ㉙ 市役所改革の取り組み

### 福岡市のプロフィール

1. 基礎データ



# 福岡市地域支援施策一覧

地域支援施策のトップへ

平成19年4月1日現在

1 地域活動全般			
名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p><b>●やる気応援事業</b> 住民自らが行う地域課題の解決や地域の活性化に向けたまちづくり活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 身近な地域における住民を中心に組織された団体で、助成対象となる事業を実施することができる団体</p>	<p><b>助成額</b> (1)やる気事業 住民が主体的に取り組むまちづくり活動 ・補助率:事業費の3/4以内 ・補助限度額:50万円 (1団体、1年度につき、1回。1事業につき、3年度を限度)</p> <p>(2)はじめの一步事業 住民が自主的に取り組むまちづくり活動に向けた準備活動 ・補助限度額:10万円 (1年間限り、1団体につき1回)</p>	<p>・各区地域支援課 (博多区・早良区は地域振興課)</p> <p>※各区地域支援課及び地域振興課の連絡先はこちらへ。</p>
<p><b>●活力あるまちづくり支援事業</b> 市民と行政との共働のまちづくりと住民自治を推進するため、自治協議会で取り込まれる住みよいまちづくりに向けた、さまざまな活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 自治協議会 <b>要件</b> 構成団体や実施事業等に要件があります。 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>助成額</b> 小学校区の人口規模に応じて、200万円～300万円を上限に助成</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区地域支援課の連絡先はこちらへ。</p>
<p><b>●市民活動保険制度</b> 公益的な活動に参加する市民・指導者を対象とした保険制度です。</p>	<p><b>対象</b> 5人以上の市民により組織され、市内に活動拠点を置き、年間を通じて公益性のある市民活動を計画的に行う団体</p>	<p><b>保障内容</b> (1)賠償責任 ・対人 1人6,000万円まで、1事故3億円まで ・対物 1事故300万円まで ・受託物 1事故300万円まで (2)傷害(1事故1人あたり) ・死亡 700万円 ・後遺傷害 程度により死亡保険金の3～100% ・入院 1日4,000円(180日を限度) ・通院 1日3,000円(90日を限度)</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区地域支援課の連絡先はこちらへ。</p>
<p><b>●地域活動アドバイザー派遣制度</b> 地域の活動について経験、技能、知識等を持ち、助言や指導ができる人を自治協議会等へ派遣し、地域活動を支援し</p>	<p><b>対象</b> 自治協議会、自治連合会、自治会・町内会</p>	<p><b>派遣分野</b> (1)自治会等の組織運営に関すること (2)地域の課題解決につながる活動に関すること</p> <p>※地域活動アドバイザーへの</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区地域支援課の連絡先はこちらへ。</p>

ます。		謝金は不要ですが、活動によっては物品を揃える必要があります。	
<p>●福岡市地域人財バンク</p> <p>地域の団体や市民グループが学習会などをすると、講師・指導者の情報を探しやすくするため、経験を備えた地域の方を登録しています。</p>	<p>対象</p> <p>学習活動を行う団体など</p>	<p>支援内容</p> <p>福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」にアクセス。学習したい分野などを選択し、検索。お願いしたい講師・指導者を登録しているバンク管理者(最下部の連絡先)に連絡してください。</p>	<p>各バンク管理者(各講師情報最下部のお問い合わせ先)</p>
<p>●空き教室地域開放事業</p> <p>学校の空き教室を、学校教育に支障のない範囲で、地域住民による地域活動や交流の場として、地域に開放する事業です。</p>	<p>対象</p> <p>空き教室がある市内の小中学校</p>	<p>支援内容</p> <p>(1)地域住民が空き教室を自主的に管理運営する仕組みづくりを支援します。 (2)空き教室の利用方法や地域開放に必要な最小限の施設整備を行います。</p>	<p>・生涯学習課 (TEL711-4653/ FAX733-5538)</p>
<p>●地域集会所助成制度</p> <p>集会施設の新築、購入、増築、改築、修繕または借りに要する費用の一部を補助する制度です。また、集会施設を設置するための土地を取得する資金を融資します。</p>	<p>対象</p> <p>自治会・町内会などの自治組織</p> <p>建設費等助成の主な要件</p> <p>(1)集会施設の設置が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。 (2)集会施設の延べ床面積が40平方メートル以上であること。 (3)集会施設の用に供する土地について権原を取得していること。 (4)集会施設の設置について当該自治組織等の2/3以上の同意があること。 (5)集会施設の設置に必要な資金の積み立ての実績があること。</p>	<p>助成額</p> <p>(1)建設費等助成 補助率:1/2 補助限度額: ・新築・購入…800万円 ・増築・改築…200万円 ・修繕…100万円 ・借上(16回を限度)…50万円/年</p> <p>(2)集会施設用地購入資金融資制度: ・融資額…用地購入経費の80%以内 ・融資利率…長期プライムレートと同率固定(最大3.0%) ・償還期間…15年以内</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区地域支援課の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●コミュニティビジネス支援</p> <p>地域における暮らしに身近な課題を、地域が主体となって、地域の資源を活用してビジネス手法で解決する「コミュニティビジネス」に取り組む市民・団体を支援します。</p>	<p>対象</p> <p>コミュニティビジネスに取り組む市民、NPO、会社、任意団体等</p>	<p>支援内容</p> <p>(1)コミュニティビジネス相談窓口 コミュニティビジネスの起業や事業運営に関する相談について、専門家がアドバイスを行う。毎週月曜日、NPO・ボランティア交流センター「あすみん」内に窓口を開設。 (2)アドバイザー派遣 コミュニティビジネス起業を目指す団体やコミュニティビジネス事業者に専門家を派遣し、事業計画の策定や経営強化を図るためのアドバイスを行う。</p>	<p>・経済振興局生活関連産業担当 (TEL711-4326/ FAX733-5593)</p>

		<p>(3)起業セミナー コミュニティビジネスの基本から起業する上で必要な実践的な知識を学ぶセミナーを開催する。</p> <p>(4)コミュニティビジネスどんたく 起業まつり 起業を目指す市民のビジネスプラン発表会などコミュニティビジネス事業者と市民との交流を目的としたイベントを実施する。</p> <p>※詳細はホームページをご覧ください。</p>	
<p>●商店街まちづくり活動支援事業 商店街が地域課題解決等のために取り組んでいるまちづくり活動に対して助成するとともに、福岡商工会議所・区役所等と連携して支援を行います。</p>	<p>対象 商店街</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>助成額 90万円程度</p> <p>助成率 3/4以下</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・経済振興局振興課 (TEL711-4352/ FAX711-4354)</p>

▲UP

## 2 福祉

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p>●ふれあいネットワーク 一人暮らしの高齢者など支援を要する方々が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や地域団体等が連携して、日常的な見守りや生活支援(買い物・ゴミ出し等)等を行い、地域のネットワークづくりを推進する場合には、活動費の一部を助成します。</p>	<p>対象 原則として校区社会福祉協議会</p> <p>活動内容 ・見守り、訪問(声かけ) ・日常生活支援 ・定例会(校区会議・班会議)の開催 ・関係機関への連絡、協力要請 ・校区住民への広報 等</p>	<p>助成額 均等割分と人口割分の合計額</p> <p>・均等割分 7万円</p> <p>・人口割分 校区人口に応じた額(5~9万円)に、校区自治会総数に占める実施自治会数の割合をかけた額 (いずれも年額)</p>	<p>・各区社会福祉協議会</p> <p>※各区社会福祉協議会の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●ふれあいサロン 家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や、寝たきり、認知症の予防などを目的として、公民館や集会所等で、健康チェックやレクリエーションなどを行う場合に、活動費の一部を助成します。</p>	<p>対象 原則として校区社会福祉協議会</p> <p>要件 ・利用者数 1日おおむね5人以上 ・開催回数 月1回以上、1回2時間以上 ・ボランティア数 常時3人以上 ・活動内容 地域住民やボランティアとの交流に関すること 健康づくりに関すること 趣味やレクリエーションに関すること 等</p>	<p>助成額 開催回数に応じて</p> <p>月1回 4万8千円 月2回 9万6千円 月3回 14万4千円 月4回以上 19万2千円 (いずれも年額)</p>	<p>・各区社会福祉協議会</p> <p>※各区社会福祉協議会の連絡先はこちらへ。</p>

<p>●福岡市老人クラブ活動事業補助金</p>	<p>対象 本市老人クラブ運営基準を満たす老人クラブ 要件 同一地域居住や概ね60歳以上の会員が概ね50人以上など、組織、運営、活動等について要件あり。 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>助成額 老人クラブが行なう社会奉仕活動、老人教養講座開催及び健康増進事業に必要な経費について、4,800円(上限)に活動月数を乗じて得た額の範囲で実支出額を限度として助成  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区福祉・介護保険課  ※各区福祉・介護保険課の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●校区広報紙発行事業 地域住民を対象に、福祉に対する理解と認識を高めるため、地域福祉又はボランティアの啓発を目的とする広報紙を発行する場合に、その経費の一部を助成します。</p>	<p>対象 原則として校区社会福祉協議会 要件 広報紙を年1回以上発行し、校区内全世帯配布又は隣組回覧をすること</p>	<p>助成額 総発行部数に応じて ～5,000部 3万円 ～10,000部 4万円 10,001部～5万円 (いずれも年額)</p>	<p>・各区社会福祉協議会  ※各区社会福祉協議会の連絡先はこちらへ。</p>

▲UP

### 3 子ども

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p>●育みネット支援事業 校区の子どもを育むネットワークづくりへの指導助言や活動についての具体的なアドバイスをしたり、地域で行われる研修会等の活動に対して支援を行います。</p>	<p>対象 自治協議会、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、自治連合会など校区内で子どもの育成活動を支えている団体・関係者</p>	<p>支援内容 校区内での子どもの様子や子どもを育む活動について自由に意見交換を行う「子どもについて語る会」を開催するなど、地域で子どもを育むネットワークづくりを支援。 具体的には、こども育成調査アドバイザーが地域に出向き、ネットワークづくりや活動に対する助言を行うとともに、物的支援(講師謝礼金の支給や用紙等の現物支給)を行います。  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域振興課  ※こども育成調査アドバイザーが校区に出向き、ご相談にのります。  ※各区地域振興課の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●子育て交流サロン(地域子育て交流支援事業) 地域での見守りのもと、乳幼児親子が自由に集い交流できる子育て交流サロンの開設・運営を支援します。</p>	<p>対象 子育て交流サロン運営団体</p>	<p>支援内容 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり、子育て交流サロンを運営する子育てサポーターの養成、サロン運営の支援等(相談、情報提供、広報等)※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・各区地域保健福祉課  ※各区地域保健福祉課の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●子どもの夢応援事業 子どもが自分たちで企画したユニークで夢のある行事や活動を実現させるため、活動経費の一部を助成し、活動を広げたり、多くの人が参加できるようにします。</p>	<p>対象 (1)小・中・高校生を中心とした子どもの団体 (2)地域で子どもを育むことを目的とした団体 応援対象事業 地域の子どもの対象とし、子どもたちが企画、立案するなど主体的に関わる</p>	<p>助成額 活動に要する経費の2/3以内の額で、6万円を限度  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域振興課  ※こども育成調査アドバイザーが校区に出向き、ご相談にのります。  ※各区地域振興課の連絡先は「</p>

	ユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待できる事業		ちらへ。
●遊びの達人派遣事業 異年齢の子ども同士の仲間づくり、大人と子どものふれあいの場づくりを進めるために遊びの達人を派遣します。	対象 地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体  派遣の対象となる活動 地域の子どもたちを対象にした集団遊びや大人と子どものふれあいを高めるための活動 など	支援内容 地域の子どもたちを対象にした活動などに、遊びの指導者を派遣  (1)分野 伝承遊び(竹馬、竹とんぼ、凧、お手玉、折り紙など)、レクリエーション、野外活動、ペットボトルロケット、クラフト、マジック、本の読み聞かせ、自然観察、エアロビクスなど(講師リストより選択)  (2)費用負担 講師への謝金は、市が負担します。	・各区地域振興課  ※こども育成調査アドバイザーが校区に出向き、ご相談にのります。  ※各区地域振興課の連絡先はこちらへ。
●研修講師派遣事業 地域の育成団体が子どもの育成を推進する目的で開催する研修会等に講師を派遣します。	対象 地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体  派遣の対象となる研修 ・地域全体で子どもを育むという意識を高めることをねらいとした研修会  ・地域内の育成団体の活動の充実、活性化をねらいとした研修会 など	支援内容 地域団体が開催する研修会に講師を派遣 (1)分野 家庭教育、地域の健全育成、社会教育、子育て支援、青少年団体活動、スポーツ活動、レクリエーション活動など(講師リストより選択) (2)費用負担 講師への謝金は、市が負担します。	・各区地域振興課  ※こども育成調査アドバイザーが校区に出向き、ご相談にのります。  ※各区地域振興課の連絡先はこちらへ。
●障がい児地域交流等支援事業 障がい児と同じ地域の子どもたちとの交流を促進するため、地域において独自に工夫を凝らしながら、催し等を実施する地域の団体の経費の一部を助成します。	対象 障がい児と地域の子どもたちとの交流を積極的に行っている団体で、次の2つの条件を満たしている団体 (1)特別支援学校等に通う障がい児が5人以上いる (2)活動実績が1年以上である	助成額 1団体につき54万円 応募方法 応募書類に必要事項を記入の上、応募受付期間内に障がい児支援課に持参してください。 応募受付期間 5月(予定) 助成団体の決定 応募書類等を審査の上、補助団体を決定します。	・障がい児支援課 (TEL711-4178/ FAX733-5534)

▲UP

## 4 防災・防犯

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
●自主防災組織の支援 自主防災組織の結成への働きかけ、結成組織の育成の支援を行います。また、自主防災組織の防災活動に必要な資機材等の購入費について補助金を交付します。	対象 自主防災組織	支援内容 ○自主防災組織結成・活動の支援 地域防災リーダーの養成を図るとともに、防災講習会の開催や地域で防災訓練を実施するなど自主防災組織の結成・活動の支援を行います。	・東区は地域振興課、博多区は地域支援課・総務課、中央区・南区・城南区は地域支援課、早良区・西区は総務課

し補助金を交付しあり。		期の又は取り。	・防災・危機管理課(TEL711-4056/FAX733-5861) ・各区消防署予防課 ※各区地域支援課、地域振興課、総務課及び各区消防署の連絡先はこちらへ。
<b>●生活安全指導員による防犯講座</b> 生活安全指導員による各種防犯講座・防犯相談を実施します。	<b>対象</b> 校区や町内で防犯活動の計画や講習会を計画している団体等	<b>支援内容</b> 次の各種防犯講座を実施。 (1)ひったくり・住宅対象の侵入盗などの身近な犯罪対策 (2)地域における犯罪被害防止対策(防犯パトロール等) (3)女性に対する性犯罪被害防止対策(女性のための護身術) (4)犯罪(非行)に走らない子育て対策 (5)犯罪被害者とならないための子どもの安全対策 (6)高齢者に対する犯罪被害防止対策	・生活安全・危機対策部 (TEL711-4054/FAX711-4059)
<b>●道路照明補助事業(防犯灯)</b> 各種犯罪の防止を目的として設置された防犯灯の工事費・電気料について補助金の交付を行います。	<b>対象</b> 自治会・町内会等の地域住民で組織された団体(各警察署内に設置されている防犯協会を通じて交付)	<b>助成額(補助額)</b> <b>&lt;工事費&gt;</b> 新設・建替 ・共架蛍光灯:9,000円以下 ・共架水銀灯:14,000円以下 ・ポール式蛍光灯:31,000円以下 ・ポール式水銀灯:36,000円以下 <b>&lt;電気料&gt;</b> ・40w以下:1,700円以下 ・60w以上:2,200円以下 ※詳細は、お問い合わせください。	・道路維持課 (TEL711-4488/FAX733-5591) ・各区役所地域整備課 今宿出張所土木課

▲UP

## 5 人権

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<b>●人権問題に関する研修・学習相談</b>	<b>対象</b> 人権問題に関する研修会等を企画している団体等	<b>支援内容</b> (1)地域団体等が人権問題の研修受講を希望する場合、研修内容について事前に打ち合わせを行い、同センターにおいて研修を実施します。 (2)自主企画の研修等でビデオを使用する場合、使用するビデオについての相談も受けています。	・人権啓発センター (TEL262-8464/FAX262-8463)
<b>●人権学習講師リスト提供事業</b>	<b>対象</b> 人権問題に関する講演を企画している団体等	<b>支援内容</b> 地域団体等が開催する研修等	・人権啓発センター

<p>人権問題に関する研修を開催する場合の講師を登録しています。</p>	<p>企画している団体寺</p>	<p>に「人権字首講師リスト」に掲載している講師を紹介する。 紹介方法 福岡市人権啓発センターホームページで、学習したい分野から講師を選び、希望講師名、研修内容等を同センターへ連絡してください。講師の連絡先をお伝えしますので、研修内容、報償費等について直接講師と打ち合わせをしてください(費用は主催する団体等が負担)。 登録講師数 150人(平成19年度)</p>	<p>(TEL262-8464/ FAX262-8463)</p>
--------------------------------------	------------------	--	---------------------------------------

▲UP

## 6 男女共同参画

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p>●男女共同参画推進サポーター派遣事業 地域における男女共同参画を推進するため、地域団体等の要請に応じて市民研修講師「男女共同参画推進サポーター」を地域に派遣します。</p>	<p>対象 概ね10人以上の市民により組織された団体</p>	<p>派遣分野 (1)地域における男女共同参画 (2)男女共同参画社会基本法の概要 (3)福岡市男女共同参画を推進する条例について (4)日常生活の中での男女共同参画に関すること ※サポーターへの謝金は、1人1時間あたり2,300円(謝金は依頼団体負担)</p>	<p>・福岡市男女共同参画推進センター (TEL526-3755/ FAX526-3766)</p>

▲UP

## 7 環境・衛生

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p>●環境市民ファンド 未来の子ども達に美しい地球環境を残すため、地域団体、ボランティア団体などの主体的な環境活動を環境市民ファンドで支援します。</p>	<p>対象 (1)やる気応援事業「やる気応援事業」(1ページ参照)に同じ (2)エコ発する事業 NPO法人、複数の区で広域的に活動する地域団体・ボランティア団体等</p>	<p>助成額 (1)やる気応援事業「やる気応援事業」(1ページ参照)に同じ ※環境に関する活動について、環境市民ファンドで補助を行います。 (2)エコ発する事業 ・補助率:事業費の5分の4以内 ・補助限度額:100万円 ※1団体、1年度につき1回、1事業につき3年度を限度。ただし2年延長あり。 ※NPO法人で1つの区内で活動する団体は、補助限度額50万円、補助率4分の3以内。</p>	<p>・環境啓発課 (TEL733-5381/ FAX733-5592)</p>
<p>●古紙保管庫の設置及び貸与 古紙などの資源物回収を促進するため、地域の要望に応じて古紙保管庫(校区紙リサイクル</p>	<p>対象 (1)校区紙リサイクルステーション(校区に1か所のみ) 自治協議会、ごみ減量・リサイクル推進会議等の校</p>	<p>事業内容 以下のとおり資源物回収等を行う場合に、古紙保管庫を貸与します。 (1)校区紙リサイクルステーション</p>	<p>・各区生活環境課 ・家庭ごみ減量対策課 (TEL 711-4346/ FAX733-5592)</p>



<p>ステーション及び紙リサイクルボックス)を設置し、管理団体に貸与しています。管理団体は、この古紙保管庫を活用し、資源物回収を行います。</p>	<p>区団体 (2)紙リサイクルボックス 町内会、子ども会等の地域団体</p>	<p>・開設日時:原則工曜・日曜日(9時~17時) ・回収資源物:原則古紙・牛乳パック ・資源物回収に関する広報等の活動(年6回以上)</p> <p>(2)紙リサイクルボックス ・開設日時:地域の実情に応じ団体で決定 ・回収資源物:原則古紙</p> <p>※管理団体には「地域集団回収報奨制度」により報奨金を支給します。</p>	<p>※各区生活環境課の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●地域集団回収等報奨制度 資源物の回収を促進するため、集団回収実施団体、紙リサイクルボックス管理団体、紙リサイクルボックス管理団体、校区紙リサイクルステーション管理団体に資源物の回収量等に応じた報奨金を支給します。</p>	<p>対象 ・集団回収実施団体(子ども会、町内会等) ・紙リサイクルボックス管理団体(町内会、子ども会等) ・校区紙リサイクルステーション管理団体(自治協議会、ごみ減量・リサイクル推進会議等)</p>	<p>報奨金 (1)回収量に応じて 5円/kg (2)集団回収の実施月1月につき2,500円を加算 (3)紙リサイクルボックスを管理する団体(1週間に2日以上かつ週に16時間以上開設した場合が対象)には、(1)のほか ○民有地に設置している場合…年間5万円 ○公有地に設置している場合…年間3万円 (4)校区紙リサイクルステーションを管理する団体には(1)のほか ○管理に対して…月額1万円 ○資源物回収促進活動に対して…世帯数×60円/年(12~42万円)</p>	<p>・各区生活環境課 ・家庭ごみ減量対策課 (TEL711-4346/FAX733-5592)</p> <p>※各区生活環境課の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●市民団体水道水源かん養等活動助成金 水源かん養機能向上等のために市民団体が実施する水源林の保全活動や水源地域住民との交流活動等に対し、経費の一部を助成します。</p>	<p>対象 (1)福岡市関連の水源地域で開催される植樹、下刈り、枝打ち等の活動への参加 (2)水源地域の住民との交流活動 (3)水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催</p>	<p>助成額 必要となる経費の2分の1以内の額で1団体につき50万円を限度とする。 助成対象団体 助成事業への市民の参加者が20名以上となる福岡市民の団体 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・流域連携課 (TEL483-3194/FAX483-3252)</p>
<p>●河川浄化報償金制度 市が管理する河川の清掃及び除草等河川環境の浄化並びに連絡会議等の活動を行う団体に対して報償金を交付します。</p>	<p>対象 河川流域の自治会等で組織され、自主的に活動を行う「川を守る会」等の団体</p>	<p>交付額 (1)基本額 1団体につき:50,000円以内 (2)加算額 延長8km以上:70,000円以内 延長4km以上8km未満:50,000円以内 延長4km未満:40,000円以内</p>	<p>・河川計画課 (TEL711-4528/FAX733-5533)</p>
<p>●無償薬剤配布事業 住民自らが、感染症を媒介する蚊を駆除するために、地域での共同作業を行う場合、駆除薬剤を無償で配布します。</p>	<p>対象 自治会、町内会単位の自治組織 要件 事前に配布希望申込を行った町</p>	<p>事業内容 ○配布物 蚊駆除薬剤(1袋20錠入り) ○成分 ピリプロキシフェン ○配布希望調査 2~3月 ○配布時期 5月末~6月初</p>	<p>・各区生活環境課 ※各区生活環境課の連絡先はこちらへ。</p>

す。	(個人配布は行わない)	○配布量 算定方法に依りて	
●治水池環境美化活動 報奨金交付制度 市が環境整備等を行った治水池の清掃及び除草を行う団体に対して報奨金を交付します。	対象 治水池周辺の自治会等で構成された5人以上で、毎月1回以上の活動を行う団体。ただし、1池に対して1団体とする。	交付額 1団体につき年額30,000円以内とし、5年間を限度とする。	河川計画課 (TEL711-4528/ FAX733-5533)
▲UP			
<b>8 緑化・公園</b>			
名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
●緑のコーディネーター制度 花や緑に関する知識や技術を有する人を市長が認定し、分野ごとに登録した人材バンク制度です。公民館等へ派遣を行い、地域活動を支援します。	対象 公民館、小中学校等の教育機関、自治協議会、自治連合会等の地域団体等	支援内容 地域における緑に関する講習会 地域における緑に関する活動の指導 など 派遣分野 公民館、小中学校などの教育機関、自治協議会、自治連合会などの地域団体  ※費用は、派遣を希望する団体が負担。	・(財)福岡市森と緑のまちづくり協会 森と緑課 (TEL822-5832/ FAX822-5848)
●緑の活動支援事業 市民等により結成された団体が、自主的に取り組む緑化活動を育成・支援することにより、緑の普及啓発、地域の環境改善、地域コミュニティの形成等を図ることを目的としています。	対象 (1)地域の森づくり 市内にある樹林地等の保全管理を行う活動で、活動区域の面積が300平方メートル以上のもの (2)地域の花づくり 市内にある公共用地等において花壇づくり等を行う活動で、花壇等の面積が50平方メートル以上のもの 要件 ・活動場所の所有者または管理者の許可等を得ていること ・組織、事業計画、収支予算が整っており、5年以上の活動継続ができること ・営利を目的とした団体でないこと ・特定の宗教等に基づいた団体でないこと  ※助成を受けるためには、団体認定を受ける必要があります。	助成額 【新規認定団体】 ・初年度 活動面積に応じ15～30万円を限度として活動費の全額を助成 ・2～5年度 活動経費の3/4以内の額で活動面積に応じ15～30万円を限度として助成 【継続認定団体(継続助成期間5年間)】 認定後5年間助成を受けた団体または、福岡市の地域支援制度の助成を受けた事がある団体で、特に助成が必要であると認定された団体について、活動経費の1/2以内の額で、活動面積に応じ5～10万円を限度として助成	・(財)福岡市森と緑のまちづくり協会 森と緑課 (TEL822-5832/ FAX822-5848)
●フラワーハートシティ事業 花と緑あふれるうるおいのあるまちを目指し、街路上での花壇づくりを希	対象 事業の趣旨に賛同し、活動を申請する範囲の管理に見合う活動能力をもった市民団体・企業等	支援内容 市民団体の花づくりに対する受け入れ体制を整えるため、管理協定を締結し、植樹帯や道路余裕地の使用許可または、	・緑化推進課 (TEL711-4424/ FAX733-5590)

望する団体に、場所の提供(植栽帯、フラワーボックス)・管理看板の支給・情報提供等の支援を行います。		フラワーボックスの貸し出し、設置場所に関する関係機関への連絡調整を行う。また、管理看板の支給、緑化に関する情報提供等を行う。	
<b>●公園愛護会制度</b> 市内の都市公園において、除草や清掃等の維持管理活動を行う地域住民団体に報償費を支給して団体の円滑な運営や公園管理の適正化及び公園に対する愛護思想の高揚を図ることを目的としています。	<b>対象</b> 公園周辺の町内会・自治会等の団体で構成された公園愛護会 <b>要件</b> 公園の除草、清掃、施設の点検等を、月1回実施	<b>助成額</b> 愛護活動対象面積ごとに報償金額を区分しています。 1,000平方メートル未満:年額28,000円 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満:年額30,000円 2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満:年額32,000円 3,000平方メートル以上4,000平方メートル未満:年額34,000円 4,000平方メートル以上:年額36,000円	・各区維持管理課  ※各区維持管理課の連絡先はこちらへ。

▲UP

## 9 まちづくり・景観

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<b>●まちなみのルールづくり支援</b> 現在の良好なまちなみを守るために、また建築紛争の未然防止のために、建築協定などを活用した、住民主体によるまちなみのルールづくりを支援します。	<b>対象</b> 団体等については特に定めなし。	<b>支援内容</b> (1)建築協定をはじめとするまちなみのルールづくりについて直接地域へ出向き説明を行います。 (2)まちなみのルールづくりに関する資料や情報の提供等を行うとともに、特に建築協定締結への積極的な支援を行います。	・まちなみのルールづくり支援センター (TEL711-4581/FAX733-5584)
<b>●「福岡市まちづくり推進要綱」に基づくコンサルタント派遣</b>	<b>対象</b> まちづくり協議会等 <b>要件</b> ・地域の実情に応じた快適なまちづくりを推進することを目的とするもの ・当該地域を代表する組織と認められるもの ・住民等の自らの取り組みにより、良好な市街地形成の実現を目指そうとするもの ・その活動の成果を当該地域の住民等に周知させることができると認められるもの ・まちづくりを推進しようとする地域が、一体的なまちづくりの検討の必要があり、一団のまとまりがある区域であるもの ・まちづくりに関する計画を策定しようとしていることなど	<b>支援内容</b> コンサルタント派遣 ・1協議会につき最高3年間 ・活動費助成の【まちづくり計画策定期】に対応 ・コンサルタントは、まちづくり計画策定に向けた活動(地域の現況調査、まちづくり計画の計画書作成、住民等への説明、活動記録の作成など)を支援する。	・地域計画課 (TEL711-4430/FAX733-5590)

<p>●「福岡市まちづくり推進要綱」に基づく活動費助成</p>	<p>対象 まちづくり協議会等 要件 ・地域の実情に応じた快適なまちづくりを推進することを目的とするもの ・当該地域を代表する組織と認められるもの</p>	<p>活動費助成 【初動期】 20万円／年 以内(3年以内) 【まちづくり計画策定期】 20万円／年 以内(3年以内) 【まちづくり計画実現期】 50万円／年 以内(3年以内)</p>	<p>・地域計画課 (TEL711-4430/ FAX733-5590)</p>
	<p>・住民等の自らの取り組みにより、良好な市街地形成の実現を目指そうとするもの ・その活動の成果を当該地域の住民等に周知させることができるものと認められるもの ・まちづくりを推進しようとする地域が、一体的なまちづくりの検討の必要があり、一団のまとまりがある区域であるもの など</p>		
<p>●まちづくりアドバイザー派遣</p>	<p>対象 概ね10名以上の地域グループ (派遣に際し、他の制度に基づく支援を受ける場合を除く) 要件 良好な市街地形成を目指し、これからまちづくり活動に取り組もうとしていること。</p>	<p>内容 グループの取り組み状況に応じ、技術的・専門的な指導・助言を行う「まちづくりアドバイザー」を派遣する。 ※派遣にかかる経費は、市が負担。 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・地域計画課 (TEL711-4430/ FAX733-5590)</p>
<p>●景観づくり地域団体助成制度 地域住民自身の自主的な景観に配慮したまちづくり活動の促進を図るため景観づくり地域団体の活動に対する経費の助成を行います。</p>	<p>対象 都市景観条例第24条に基づき認定された「景観づくり地域団体」</p>	<p>助成額 単年度につき50万円かつ3年間を限度とする。</p>	<p>・都市景観室 (TEL711-4395/ FAX733-5590)</p>
<p>●私道整備助成事業 公道として認定することが困難な私道の舗装及び側溝の新設、又は道路安全施設の設置に対し、工事費を助成し、生活環境の整備促進を支援します。</p>	<p>対象・要件 ・私道において現に一般交通の用に供し幅員が1m以上であること。 ・両端の一方が整備された公道又は私道に接続していること。 ・私道の所有者及び権利者が、工事の完了後も一般の交通の用に供することを承諾していること。 ・行き止まりの場合、原則として5世帯20人以上の住民が居住していること。</p>	<p>助成額 対象工事費の2分の1 ただし、通学路(小・中学校)、障がい福祉施設に係るものについては、対象工事費の全額。</p>	<p>・道路維持課 (TEL711-4488/ FAX733-5591)</p>
<p>●マンション管理士派遣事業</p>	<p>対象 市内のマンション管理組</p>	<p>相談内容 管理運営、管理規約、使用細</p>	<p>・住宅政策課 (TEL711-4776/ FAX733-5590)</p>

	合	<p>則、管理委託契約、長期修繕計画、大規模修繕、総会・理事会議事録などに関すること</p> <p>派遣費用 無料(1管理組合1回限り)</p> <p>派遣件数 18件(平成19年度)</p>	FAX733-5589)
<p>●福岡市放置自転車対策協力員制度</p> <p>放置自転車による交通障害、都市景観の悪化防止を図るため、地域住民による自転車利用者に対する指導、啓発活動を行います。</p>	<p>対象 自転車利用者に対する指導、啓発活動を推進することが適当と認められる団体を放置自転車防止推進団体に認定し、その団体の活動員で、自転車の放置防止に理解と熱意のある者を協力員として委嘱する。</p>	<p>助成額 無</p> <p>活動内容 (1)自転車を放置しようとする者に対する啓発及び周辺駐輪場への誘導案内に関すること。 (2)放置されている自転車に対する啓発チラシの配布及び注意札の取り付け等による広報、啓発に関すること。 (3)歩行者等の危険防止のための放置自転車の整理に関すること。 (4)自転車駐車場内の自転車の整理、駐輪指導及び清掃に関すること。 (5)自転車の放置防止について区役所及び関係官公署との協力に関すること。</p> <p>《傷害保険内容》 (1)賠償責任保険 ・対人・対物 1億円 (2)傷害 ・死亡・後遺障がい 250万円 ・入院 3,500円 ・通院 1,500円</p>	<p>・各区生活環境課(中央区は自転車対策推進課)</p> <p>※各区生活環境課(中央区自転車対策推進課)の連絡先はこちらへ。</p>
<p>●福岡市路上違反広告物追放登録員制度</p> <p>都市景観の保持と向上を図るため、ボランティアによる違反広告物の除却等を行います。</p>	<p>対象 町内会や各種団体等2人以上で組織された「路上違反広告物追放推進団体」の活動員を、追放登録員として区長が任命します。</p>	<p>内容 (1)はり紙、はり札、立看板、プラスチック看板等の「簡易除却対象物」のうち、違反広告物に該当する物を除却する。 (2)除却した広告物の管理を行い、市に回収を依頼するとともに、除却広告物の内容等を市に報告する。</p> <p>《傷害保険内容》 (1)賠償責任保険 ・対人・対物 1億円 (2)傷害保険 ・死亡・後遺障がい500万円 ・入院 3,000円/日 ・通院 2,000円/日</p>	<p>・各区生活環境課</p> <p>※各区生活環境課の連絡先はこちらへ。</p>

▲UP

## 10 その他

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
●校区国際交流助成 校区が自主的に行う国	対象事業 校区が国際交流・国際理	助成額 総事業費の1/2以下(補助限度	・(財)福岡国際交流協会

<p>際交流事業などへの取り組みを支援します。</p>	<p>解を図るために行う事業で、自治協議会会長又は自治連合会会長が地域活動として認める事業</p>	<p>額:10万円) 助成回数 年1回</p>	<p>(TEL733-5630/ FAX733-5635)</p>
<p>●消費者啓発地域支援事業 地域で暮らす高齢者、若年者、障がい者等を対象に各団体・組織からの要請に応じ、公民館、集会所、学校で、悪質商法から身を守るための講座を開催します。</p>	<p>対象 自治協議会、社会福祉協議会、学校等、地域における各種団体組織</p>	<p>支援内容 出前講座開催、啓発資料配付</p>	<p>消費生活センター (TEL712-2929/ FAX712-2765)</p>
<p>●地域の文庫活動団体への支援 地域における読書活動の推進を目的に、地域の文庫活動を支援します。</p>	<p>対象 市内の文庫をはじめとする地域団体、社会教育団体等の登録団体 登録要件 (1)団体の代表者が決まっていること (2)団体の構成員が20人以上であること (3)図書資料の保管場所があること (4)団体の構成員に対して定期的に関覧、貸出を行うことができること</p>	<p>支援内容 (1)図書の貸出 (2)おはなし会用具(パネルシアター、ペープサート、大型紙芝居等)の貸出 (3)文庫活動ボランティア講座の開催 (4)地域文庫交流会の開催 (5)除籍図書の無償譲渡会の開催</p>	<p>福岡市総合図書館 図書利用課 (TEL852-0621/ FAX852-0609)</p>
▲UP			